

高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（第1回）

平成27年11月17日

【井上特別支援教育課長】 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初等中等教育局特別支援教育課長の井上でございます。後ほど本会議の主旨をお決めいただきますが、それまでの間、便宜的に私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

冒頭、初等中等教育局長の小松より御挨拶をさせていただきます。

【小松初等中等教育局長】 皆様、おはようございます。この調査研究協力者会議を組織いたしまして、そしてお忙しい皆様にお引き受けいただきました。本当にありがとうございます。それから、本日もお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

時間も限られておりますので、ごく簡単に趣旨を御説明して御挨拶に代えさせていただきます。

まず、この協力者会議で高等学校における特別支援教育の推進について御検討をお願いするわけですが、御承知のように高校の進学率はほぼ100%に近くなっております。そういう意味において、義務教育終了後のほぼ全てのお子さんが高等学校に進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、また自立に向けた準備期間を提供するという最後のチャンスになる機関でもあるわけでございます。

このことは、例えば高等学校の学費等について公費によって無償化を図るというようなこと自体が、単なる便宜ではなくて、いわば国民高等教育機関ともいう段階に入ったという国民的コンセンサスがあるのだと思います。その中で、今回のテーマについていよいよ具体化して、さらにクローズアップしていくということが必要になってきているということかと認識しております。将来の我が国の発展に高等学校が果たすべき役割ということを考えますと、そうした場での責任というのは重くなっているわけでございます。

平成18年に学校教育法が改正されまして、高等学校においても特別支援教育を行うということが明記されました。平成21年度に、特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会

議高等学校ワーキング・グループにおいて、具体的な推進方策を御提言いただきまして、私どもとしては、今、それを参考にしながら各種の施策を進めております。今回は、このワーキング・グループの報告でも提言いただいております高校における通級による指導の制度化について、具体的な検討をすることが、この有識者会議の趣旨でございます。

今後のスケジュールでございますが、お忙しい皆様には日程差し繰りの御苦勞を頂いて、恐縮に存じております。また有り難くも存じておりますが、私どもといたしましては、これを年明け1月、2月ぐらゐまでに数回程度議論の場を設けさせていただきまして、この会議としては一定の方向をイメージできるようにおまとめいただきたいと思っております。大体春ぐらゐまでに報告書ができれば有り難いなど。それを基に、次の年度にさらにその具体化といった作業に進捗できれば、非常に有り難いと考へている次第でございます。

委員の皆様におかれましては、障害のある生徒の自立した社会参加に資する制度を構築するということで御苦勞をお掛けするわけでございますが、どうか御見識に基づきまして、幅広い観点から御検討を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げて、御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【井上特別支援教育課長】 本日の配付資料は議事次第のとおりでございますが、万が一不足等ございましたら、事務局にお申し付けいただければと存じます。

本日の議事につきましては、第1回目ということもございまして、主査の決定、会議運営規則の決定を行っていただいた後に、事務局より特別支援教育の現状、そして皆様に今回御検討いただきたい論点を御説明させていただきたいと思ひます。その後、早速ではあります、ヒアリングに移っていきたくと思ひます。

それでは、まず、調査研究協力者の御紹介をさせていただきます。お手元に参考資料1として名簿を付けてございます。座席の順に御紹介をいたします。

まず、入り口側から、大南委員でいらっしゃいます。

【大南委員】 よろしくお願ひいたします。

【井上特別支援教育課長】 笹谷委員でいらっしゃいます。

【笹谷委員】 よろしくお願ひします。

【井上特別支援教育課長】 高岡委員でいらっしゃいます。

【高岡委員】 よろしくお願ひいたします。

【井上特別支援教育課長】 永妻委員でいらっしゃいます。

【永妻委員】 よろしくお願ひします。

【井上特別支援教育課長】 西川委員でいらっしゃいます。

【西川委員】 どうかよろしく申し上げます。

【井上特別支援教育課長】 岩井委員でいらっしゃいます。

【岩井委員】 よろしく申し上げます。

【井上特別支援教育課長】 柘植委員でいらっしゃいます。

【柘植委員】 おはようございます。

【井上特別支援教育課長】 村野委員でいらっしゃいます。

【村野委員】 よろしくお願いいいたします。

【井上特別支援教育課長】 三代委員でいらっしゃいます。

【三代委員】 よろしくお願いいいたします。

【井上特別支援教育課長】 水野委員でいらっしゃいます。

【水野委員】 よろしく申し上げます。

【井上特別支援教育課長】 また、本日のヒアリングにおいて御説明いただく方として、静岡中央高等学校から、山西副校長先生。

【山西静岡中央高等学校副校長】 よろしくお願いいいたします。

【井上特別支援教育課長】 また、中川先生にお越しいただいております。

【中川静岡中央高等学校教諭】 よろしくお願いいいたします。

【井上特別支援教育課長】 ありがとうございます。

また、本日は御欠席でございますが、このほか、石川委員、市川委員、中田委員が本会議の協力者に就任されております。

続きまして、文部科学省の出席者を紹介いたします。

初等中等教育局長、小松です。

【小松初等中等教育局長】 どうぞよろしくお願いい申し上げます。

【井上特別支援教育課長】 大臣官房審議官の伯井です。

【伯井大臣官房審議官】 よろしく申し上げます。

【井上特別支援教育課長】 初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育企画官の齋藤です。

【齋藤特別支援教育企画官】 よろしくお願いいいたします。

【井上特別支援教育課長】 同じく、課長補佐の瀬戸です。

【瀬戸特別支援教育課課長補佐】 よろしくお願いいいたします。

【井上特別支援教育課長】 同じく、課長補佐の太田です。

【太田特別支援教育課長補佐】 よろしくお願ひいたします。

【井上特別支援教育課長】 同じく、特別支援教育調査官の丹野です。

【丹野特別支援教育調査官】 よろしくお願ひいたします。

【井上特別支援教育課長】 同じく、特別支援教育調査官の田中です。

【田中特別支援教育調査官】 よろしくお願ひします。

【井上特別支援教育課長】 以上でございます。

続いて、主査の選任等を行いますので、プレスの方々及び一般傍聴者の皆様は、誠に恐れ入りますがここで一旦退室いただき、廊下でお待ちいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(傍聴者退室)

【井上特別支援教育課長】 それでは、本会議の主査の選任に移らせていただきたいと思ひます。

事務局からは、平成21年度に開催いたしました特別支援教育推進に関する調査研究協力者会議の高等学校ワーキング・グループの副主査を務めていただきました岩井委員にお願ひしてはどうかと提案させていただきたいと思ひます。皆様、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【井上特別支援教育課長】 ありがとうございます。

それでは、皆様の御了承を頂いたということで、岩井委員に主査をお願ひいたします。この後、議事は岩井先生にお願ひをしたいと存じますが、その前に、岩井主査から御挨拶と副主査の指名も併せていただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

【岩井主査】 岩井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今、局長さんの方からもお話がありましたように、平成21年に文部科学省が主催した特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループでは、高等学校における特別支援教育の推進について、全体的な検討を行ってきたわけですが、特に通級による指導にそこでは言及されており、将来の制度化を視野に入れて、各地域・学校の実態やニーズに即して種々の実践を進める必要があり、その上で、制度化については、特別の教育課程編成や教員定数の在り方等についての検討を併せて行うことが必要であるという提言をしたところです。このたび、この提言後に行われてきた実践も踏まえ、制度

化に向けた検討を行うということで、ヒアリングなども行いながら、より良い制度設計と
するべく議論を進めていきたいと思えます。委員の皆さんの御協力、心からどうぞよろし
くお願いいたします。

また、事務局の方から副主査の指名ということで依頼がありました。私からは、内閣府
の障害者政策委員会でも委員を務められており、また平成24年から25年にかけて独立行政
法人国立特別支援教育総合研究所が行った高等学校における発達障害等の特別な支援を必
要とする生徒への指導・支援に関する研究、これにも参加された柘植委員にお願いしたい
と思えます。

柘植委員、よろしいでしょうか。

【柘植委員】 よろしくお願ひいたします。

【岩井主査】 それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、柘植副主査から、一言御挨拶を頂けますでしょうか。

【柘植副主査】 筑波大学の柘植です。よろしくお願ひします。

近年、どうして小・中学校には特別支援学級や通級による指導があるのに、高等学校に
はないのかという話を、研究者や市町村の教育委員会の方や、あるいは教員や親の方から
たくさん聞くことが増えてきました。特に合理的配慮というものが本格的に始まるという
ことで、そういう環境整備も必要ではないかという声が本当に届くようになってきた、非
常にタイミングの良い時に、こういう会議が開かれて具体的に進めていくということ、
私はとても嬉しく思えます。

ただ、アメリカなど先に動かしている国を何か見本にして追い付くというのは悔しいの
で、ここでいろいろな良いアイデアを出して、ああ、遅れて始まったけど、日本のシステ
ムって良いじゃないかという、何か世界中から称賛されるようなものに育っていくとい
いと思えます。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。

それでは、次に、本会議の運営規則を決めたいと思えます。

まず、事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

【齋藤特別支援教育企画官】 特別教育支援課の齋藤でございます。

本会議の運営規則について、事務局におきまして案を作成させていただきましたので、
御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。運営規則（案）、基本的には会議の公開について定めるものですが、まず第1条は、本会議は原則として公開とすること。

第2条は会議の傍聴についてですが、傍聴しようとする者は、あらかじめ事務局の定める手続による登録を受けることができるほか、登録傍聴人は会議の撮影、録画、録音ができること。ただし、主査が公平かつ中立な審議に著しい影響を及ぼす恐れがあると認める場合等は撮影等ができないこと等について規定をしております。

第3条、会議資料の公開について、第4条は議事要旨の公開についてですが、いずれも原則として公開とすることについて規定をしております。

また第5条として、その他会議の運営に関する事項につきましては、主査が会議に諮って定めることについて規定をしております。

簡単ではございますが、以上が本協力者会議の運営規則についての案でございます。よろしくお願いたします。

【岩井主査】 ありがとうございます。資料2の方に基づいて、会議の運営規則の提案がありました。高等学校における特別支援教育の制度改正に関する重要な検討を行う会議ですので、提案のとおり、原則公開ということが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岩井主査】 ありがとうございます。それでは、資料2、今、事務局の方から説明があったとおりに決定をさせていただきます。

それでは、規則に沿って傍聴者の入室を認めますので、しばらくお待ちください。

（傍聴者入室）

【岩井主査】 それでは、会議を再開いたします。

本日は、報道関係者より、会議の撮影及び録音を行いたい旨の申し出がございましたので、これを許可しております。御承知おきいただければと思います。

本日は、まず事務局から、これまでの特別支援教育の進捗状況や、高等学校における特別支援教育の現状と課題について説明をしてもらいます。その後、検討すべき事項の案について説明をもらい認識の共有を図った上で、早速であります議論の参考とするため、文部科学省のモデル事業を受託している都道府県から参加を頂いている2名の委員に、取組状況のプレゼンを行っていただきたいと思います。さらに、残りの時間で議論を開始したいと思います。

それでは、はじめに事務局の方から説明をお願いいたします。

【瀬戸特別支援教育課課長補佐】 特別支援教育課の瀬戸でございます。

それでは、高等学校における特別支援教育の現状と課題について、25分程度お時間を頂き、御説明を申し上げたいと思います。資料3の方を御覧ください。まず、特別支援教育の関係法令や歴史的な経緯を簡単に振り返りたいと思います。その次に、高校段階に関するデータと、高校段階における現在の取組状況を御紹介いたします。最後に、高等学校における通級による指導に関する既存の提言を御紹介させていただきたいと思います。

それでは、1ページを御覧ください。皆様既に御承知のとおりでございますが、特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであって、発達障害も含めて特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものでございます。

生徒とありますとおり、高校段階におきましても特別支援教育は行われるものということでございます。この点は関係法令上もはっきりと明記をされております。1枚おめくりください。2ページには、特別支援教育に関係する主な法令等を記載しております。

その下、3ページを御覧ください。日本国憲法では、全ての国民が教育を受ける権利を有するということが明記されております。そして、教育基本法において、国及び地方公共団体は、障害のある者がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないとしております。

4ページを御覧ください。学校教育法においては、高校においても障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うということが明記されております。

続いて、特別支援教育の歴史を簡単に見てみたいと思います。その下、5ページを御覧ください。まずは明治23年、小学校令が全面改正された際に、当時で言います盲啞学校の設置について規定が設けられました。しかし既にこれ以前に、例えば京都の盲啞院などを初めとしまして、障害児のための教育が行われ始めていたところ、法令上に明記されたのがこの年であったということは御案内のとおりでございます。また、知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱といった障害児につきましては、昭和16年の国民学校令施行規則において規定が設けられました。その後、昭和22年の学校教育法によりまして、当時で言います盲学校・聾学校、これらはその翌年から就学義務化をいたしました。養護学校につきましては

は、昭和54年に就学義務化されております。

1枚おめくりください。6ページでございます。平成に入りまして、平成5年に小・中学校における通級による指導が制度化されました。それまでも、特別支援学級に限られた時間だけ通いまして指導を受けるといった児童生徒が存在したという実態を踏まえて、制度化の検討が始まったという経緯がございました。

ここまでの特別支援教育の歴史は、ほぼ義務教育段階がメインになっているものでございます。義務教育段階以降の特別支援教育の制度が整備されていくのは、これ以降、最近のことになっております。まず平成9年、特別支援学校の高等部において、訪問教育が開始されました。それまで小・中学部で訪問教育を受けていた児童生徒が、高等部に進学した後に教育を受ける機会がなくなってしまうという課題が指摘されたことを受けて、開始されたという経緯がございました。

そして平成18年、学校教育法の一部改正によりまして、先ほどの4ページのとおり、高等学校においても特別支援教育を行うということが条文上明記されました。そして平成21年には、これまでも御紹介いただいております有識者会議の高等学校のワーキング・グループによりまして、報告書が出されております。その中で、高校における通級による指導については、将来の制度化を視野に入れ実践を進める必要があるといった指摘を頂いております。平成24年の中央教育審議会初等中等教育分科会の報告でも、同様の御指摘を頂きました。これらを受けまして、平成26年から通級による指導のモデル事業を開始したというところが、これまでの経緯でございます。

7ページを御覧ください。義務教育段階における特別支援教育の対象者のデータを掲載しております。特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、全てにおいて支援を受けている子どもの数・割合は右肩上がりに増加しております。

高校段階につきまして、これにそのまま対応するデータというものは現在ございませんが、関連するデータがございますので、この後紹介させていただきます。まず8ページ、高校等への進学率の数字でございます。通信制を含めると、中学校段階の卒業者の98.4%が現在高校段階へと進学しております。

その下、9ページを御覧ください。平成26年3月に特別支援学校の中学部を卒業した生徒の252名、また中学校で特別支援学級に在籍していた卒業生5,320名が高校等に進学しております。なお、中学校で通級による指導を受けていた生徒の進路につきましては、通常学級からの進学者の内数となっておりますので、取り出して実数を特定できる統計は現在ご

ざいません。

おめくりいただきまして、10ページでございます。平成21年の報告でも参考とされておりました、発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果でございます。これは実数を調査したものではなく、分析に基づく推計値ではございますが、高校に進学する発達障害等困難のある生徒の高校進学者全体に対する割合を推計しております。こちらは全体で約2.2%と分析されておりますが、表の中に課程別の内訳も掲載してございます。内訳を見ますと、定時制と通信制でそれぞれ割合が高いということが分かります。

こうした進学背景の一つとして、その下に11ページの資料をお付けしました。高校入試における障害のある生徒への配慮の取組状況でございます。例えば数が多いところと言えますと、別室受験ですとか、こういった生徒の状態に応じた配慮というものが実施されているという状況でございます。

資料の12ページ以降は、高校における特別支援教育の取組状況に関する資料を御用意させていただきました。学校教育法に明記された平成19年度以降、資料の12ページでございますが、校内委員会の設置ですとか特別支援教育コーディネーターの指名、こういった校内の体制整備というものは年々進んでいるということが、データからも読み取れます。御覧いただいておりますのは公立の学校のデータでございますが、例えば特別支援教育コーディネーターの指名率などは100%となっております。

その下、13ページを御覧ください。こちらは国公立を合わせて、小・中学校の状況と比較をしたものでございます。それぞれの項目、一番右側、色で言うとオレンジ色の部分が高校段階になります。取組は経年変化で見ると進んできてはいるものの、まだまだ義務教育段階に比べると課題があるということが分かります。

1枚おめくりください。14ページ、15ページは、特別支援教育支援員、生徒の日常生活や学習上のサポートをする支援員の状況の資料を掲載しております。高校段階におきましても徐々に配置人数は増加しております、平成19年度に比べると倍増しているところがございますが、まだ小・中学校に比べると少ないという数字でございます。

16ページからは、平成24年、平成25年度に国立特別支援教育総合研究所が行いました研究、高等学校における特別な支援を必要とする生徒への指導支援に関する研究、この中で調べいただいております教育委員会の取組に関するデータを御紹介しております。まず16ページでございます。多くの自治体で、管理職ですとか特別支援教育コーディネータ

一を対象とした研修が行われていることが分かります。

その下、17ページでございます。特別支援教育支援員を配置しない理由についても聞いておりました。財源がないということを理由としている回答は、平成21年度に比べて24年度で減少しております。そして24年度の「その他」の記述を見ますと、例えば「配置に関する研究を行っているところである」ですとか「どのような支援が必要か検討が必要である」といった記述がございまして、各教育委員会において、必要な支援のためにどんなことをしたらいいのかという試行錯誤をしている様子もうかがえるデータでございます。

1枚おめくりください。18ページ、中学校と高校の連携のための取組について聞いたものになります。類型化しますと、ガイド等の作成、個別の教育支援計画等の活用、入試前後の情報交換、その他情報交換の場の設定などが行われております。

19ページ、20ページは定時制、通信制への重点的な支援の取組状況のデータでございます。支援を行っているという回答、いずれも割合としてはまだ多数派ではありませんが、21年度に比べて24年度の方が増加しております。その内容は、支援員やスクールカウンセラーなどの人的配置が多くなっております。

21ページからは、高校における通級による指導に関するこれまでの有識者会議等における御提言を掲載しております。まず21ページ、平成21年度の高等学校ワーキング・グループによる提言でございます。この提言自体につきましては、高等学校における特別支援教育の推進に関する全体的な網羅的な御提言を頂いたものでございました。その中で、通級による指導の制度化を見据えた実践の必要性が指摘されていたものになります。21ページの下線の部分になります。

その実際の文章を22ページの方に抜粋しておりますので、御覧ください。2つ目の丸のとおり、制度化の際の注意点についても御指摘を頂いておりました。読み上げさせていただきます。「ただし、高等学校における通級による指導を考える場合には、通級指導教室に通う生徒の自尊感情や集団から離れて別の活動を行うことへの心理的な抵抗感にも配慮することが必要である」、こういった御指摘も頂いております。

その下、23ページは平成24年度の中央教育審議会初等中等教育分科会の報告でございます。高等学校において、現在の教育課程の柔軟な編成のみでは対応できない自立活動について指導することができるように検討が必要である、といった御指摘を頂きました。

24ページを御覧ください。こちらは、昨年6月の中央教育審議会初等中等教育分科会の中の高等学校教育部会の審議のまとめでございます。この中でも同様の御指摘を頂いており

ます。

そして、25ページでございます。今年1月から自民党の方になりますが、こちらで開催されております教育再生実行本部特別支援教育部会が今年5月にまとめました論点整理でございます。高等学校等における特別支援教育をさらに推進していくために、どのような取組が必要かといった論点に関するまとめの中におきまして、高等学校における通級による指導の制度化を検討すべきということが、項目として設けられております。

1枚おめくりください。26ページは、文部科学省のモデル事業の概要をお付けしております。これまでこういった提言・御指摘等を頂いておりますことも受けまして、平成26年度から開始したモデル事業になります。内容としましては、教育課程の特例により、通級による指導の実践研究を行うとともに、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図るといった目的で実施している事業でございます。

実施していただいている具体的な学校・機関につきましては、その下のページに一覧をお付けしております。本日はこの後、静岡県と島根県の取組を御報告いただく予定でございます。3年間のモデル事業のうち、昨年度から開始しまして、現在1年半のいわば折り返し地点というところでの取組状況ではございますが、今後の議論の御参考になるものと考えております。

最後に御参考として、小・中学校における通級による指導の法令上の規定と、その下に対象人数の経年変化のデータをお付けしております。

事務局からの御説明は、以上になります。

【岩井主査】 ありがとうございます。

今、かなり情報としてはたくさん説明があったわけで、先生方からも質問等があるかと思いますが、とりあえず、続きまして、課題3の検討事項及び検討の進め方についても併せて事務局の方から御説明を頂き、その後まとめて質問時間を設けたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、引き続き事務局の方から、課題3について御説明をお願いいたします。

【瀬戸特別支援教育課課長補佐】 それでは、資料4、そして資料5に沿いまして、御検討いただきたい事項と御検討のスケジュール（案）を御案内させていただきます。

まず、資料4を御覧ください。この会議では、高校における特別支援教育の推進のうち、通級による指導を制度化するという既存の提言で示されてきました方針に基づきまして、

その制度化の意義ですとか、制度設計ですとか、あるいは制度化した後の充実方策といった点について、重点的に御議論を頂ければと存じます。

事務局が、より具体的な検討事項一覧として、案を作成しております。資料4、裏表の一枚紙になります。こちらを御覧ください。大きく分けまして、1ポツから3ポツの論点をお示ししております。

まずは1ポツでございます。通級による指導の制度化の意義でございます。

(1) 高等学校における特別支援教育の制度にはどのような課題があるか。この点、その下に注としてお書きしておりますが、特別支援教育を推進するための体制全体につきましては、平成21年度の報告において議論をされておりますため、今回は通級による指導に関わる制度面に特化して議論を頂ければと考えております。

(2) 通級による指導の制度化の意義は何か。どのようなメリットがあるのかという点につきましても、改めて御議論を頂ければと存じます。

そして、(3) 意義に関しまして、制度化によって懸念されることがあるかどうか。ある場合にはどのような対策が必要か、この点も御議論をお願いいたします。既に平成21年度の報告に記載されております自尊感情や心理的な抵抗への配慮、この点は事務局の方で既に記載させていただいております。

その下、2ポツでございます。通級による指導の制度設計でございます。

(1) 教育課程上にどのように位置付けるか。参考として、小・中学校の通級による指導がどのように位置付けられているか記載しております。学校教育法施行規則と文部省の告示におきまして「特別の教育課程」とすると。そして、それは「小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる」というものであるとの規定がございます。

(2) 通級による指導の対象とすることが適切な障害の種類は何か。小・中学校におきましては、その四角囲いの中に記載しております障害種が対象とされております。知的障害につきましては、小・中学校の通級指導の制度化に先立って開催されました有識者会議において、知的障害はその特性から、小集団における発達段階に応じた特別な教育課程、指導法が効果的であり、このため原則として、主として特殊学級——今で言う特別支援学級でございます——において、いわゆる固定式により指導することが適切である、との御議論がなされまして、通級による指導、週に何時間かの個別指導というものについては対象外と現在されております。

(3) 障害に応じた特別の指導をどのように定義するか。通級による指導でどんな指導を

するかという点でございます。小・中学校の通級指導につきましては、告示の中で記載されております。「障害の状態の改善又は克服を目的とする指導」、「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」といった規定が、小・中学校のものでございます。

(4) 通級による指導の時間は、何単位若しくは何単位時間までとすることが適当か。こちらも小・中学校につきましては、障害種によって多少違いはございますが、「年間10単位時間から280単位時間までを標準とする」、このように告示の中で規定されております。

(5) こちらは高校段階に特有の論点でございます。全日制、定時制、通信制の課程ごとに制度に違いを設ける必要があるのか、ないのか。

(6) 学習評価、単位認定について留意すべき点は何か。

(7) 担当する教員についてどのように考えるか。こういった論点がございます。

そして最後、3ポツでございます。制度化した後の充実方策についても、御議論を頂ければと考えております。

(1) 国、都道府県教育委員会それぞれの役割について。(2) 担当教員の配置・専門性の確保や施設整備に関する論点。そして(3) 各学校における体制整備について。このような点について御議論を頂ければと考えております。

続きまして、スケジュールの方も御覧いただければと思います。資料5になります。先生方にお集まりいただく会議は、5回程度を予定しております。本日と次回はヒアリングと議論を行いまして、第3回目以降は、それまでの議論で出てきました論点も踏まえて、議論を深めていただければと存じます。そして、年明けに一定の報告の方向性を取りまとめたいただければと存じます。その後、一般への意見募集を行いまして、大幅な修正が必要になるかなといった御意見が出されました場合には、再度お集まりいただく可能性がございます。大幅な修正がない場合には、メール等で御相談・御報告をさせていただくことを予定しております。

事務局からは、以上でございます。

【岩井主査】 それでは、これまでの事務局の説明、提案について、御質問、御意見を頂きたいと思っております。御質問・御意見等ありましたら名札を立てていただいて、御発言の際には必ずマイクを使っていただいて、お名前を最初に言っていただくようお願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。大南委員、どうぞ。

【大南委員】 全国特別支援教育推進連盟の大南です。

質問というよりは、もし可能であれば、次回に資料を追加お願いできればと思うのですが、資料4の1の(3)と関わりますが、対象生徒の自尊感情や心理的な抵抗への配慮というのは小学生・中学生も同じだと思うのですね。それで、中学校の通級による指導を受けている生徒が、各障害別でどれぐらいいるのか。29ページの表では小・中合わせた形で出ていますので、そのことをお願いできれば、例えば通級を中学校で受けていて、高等学校へ入っていく生徒もかなりいるだろうと思うのですね。それが1点です。

それから、2の(2)と関わって、これはちょっと難しいかもしれないのですが、やはり例えば言語障害の通級の中には、言語の発達の遅れということになると、これは本当に言語の発達の遅れなのか、知的障害なのかというのは非常に曖昧だと思うのですが、もしそれが出てくれば、このところもかなり明確になると思いますし、自閉症の通級による指導の場合も、自閉症は大体60%から70%は知的障害を伴うということが言われていますから、本当に通級による指導を受けている子どもたちは知的障害がない子どもたちかどうかというのを、全体で調査するのは難しいかもしれませんが、幾つかサンプルがもし取れれば出していただくと、この議論をするのに根拠というか、もしかしたらこれは現行制度のところできているのであれば、改めて何か制度を考えるということは、なくても済むのかなということを考えました。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。今、御指摘の点は、これから議論を進めていく上で必要な資料というか、制度設計していく上で必要な資料になってくると思いますので、次回までにあるものは集めていただいて、御紹介いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【瀬戸特別支援教育課課長補佐】 はい、かしこまりました。

【岩井主査】 他にございますでしょうか。特にスケジュールとかもよろしいでしょうか。

それでは、今、頂いた御意見も参考に資料をそろえながら、事務局の方からの提案のあった内容を基本にして、今後検討を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、本日は2件のヒアリングを行いたいと思っております。本会議には、文部科学省のモデル事業を受託している都道府県のうち、静岡県から水野委員、島根県から三代委員に

参加を頂いています。それぞれ取組状況について、15分程度で御説明を頂きたいと思えます。その後、残りの時間を使って、お二人への質問を含め、議論を開始したいと思います。

それでは、まず水野委員、お願いいたします。

【水野委員】 静岡県教育委員会の水野と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。座ったままで失礼いたします。

資料としましては、3部ございます。まずは資料6「社会とつながる力（コミュニケーションスキル講座）」資料というものと、それから一枚A4のポンチ絵のものです。「静岡中央高等学校、高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育に関する研究開発」と書かれてあるポンチ絵のもの。それからもう一つが、平成26年度の実施報告書の3部でございます。

それではまず、参考資料のポンチ絵を御覧ください。静岡県では、平成22年に特別な教育的支援を必要とする生徒に関する調査を、通信制を除いた、全日制と定時制の高等学校全てに調査を実施しました。その結果、困り感のある生徒が全体の1.29%いるということが分かりまして、何らかの手を打っていかねばということで始めたのが、コミュニケーションスキル講座というものでございます。

実は、静岡中央高等学校以外に、県の教育委員会で独自に実施しているコミュニケーションスキル講座がありまして、それがちょうどポンチ絵の右下に当たる「旧周智高校（県教委が実施）」と書かれているものでございます。その後、この旧周智高校というのは、再編整備を行って学校が一つ空いたところがございまして、そこの施設を利用して、コミュニケーションスキル講座を行ったという経緯でございます。

それが県の西部の方にございまして、東部の方、静岡県は御存じのように東西に非常に広いものですから、西部だけでは少し足りないだろう、東部でもどこかできないだろうかということで、静岡中央高校の東部キャンパスをお願いをすることにして、県内でコミュニケーションスキル講座を開始していこうといういきさつでございます。併せまして、静岡中央高校には中央キャンパス、それから西部キャンパスと3キャンパスございますので、その3キャンパスにおいても、コミュニケーションスキル講座をお願いするという形になった次第です。

静岡中央高校ですが、御存じのように、こちらは通信制の課程でございまして、全日制、定時制とは違ひまして、評価はレポート、それからテスト、スクーリングという形で評価をしております。スクーリングと申し上げますのは、先生から直接指導を受ける日のこと

でございます。静岡中央高校には、他の全日制高校や定時制高校を中退して入学している生徒も多いということから、困り感のある生徒が多いだろうと考えられております。

さて、本題になりますが、静岡中央高校で行っておりますコミュニケーションスキル講座は、日曜日に行われておりますスクーリングの裏番組で行われております。したがって、他校に所属している全日制の生徒及び定時制の生徒は、日曜日に静岡中央高校の通信制のキャンパスに通うということになりますので、自尊感情への配慮ができていくということが言えるかと思えます。すなわち、他校通級の生徒が自分の学校の授業に支障を出すことなく、コミュニケーションスキル講座の方に通うことができるということがメリットとしてあると思えます。

それでは資料の方に移りまして、資料6を御覧ください。社会とつながる力（コミュニケーションスキル講座）の資料でございますが、まずページを1ページおめくりください。2ページという形になっておりますが、校内支援委員会としまして3名、精神科医、カウンセラー、キャリア教育アドバイザーとして、専門的立場からの指導助言ということで頂いております。

講座の実施運営ですが、次の2番を御覧ください。東部、中央、西部キャンパス、それぞれ「本校の主たる担当者」に当たる部分が教員が行っている部分でございます。併せて外部講師として、SST講師、特別支援教育支援員、カウンセラー、キャリア教育アドバイザーが外部人材でございます。私どもとしましては、特別支援教育の専門的な知識を持っているという教員が数多くいるわけではなく、やはり高校の教員だけでは講座を成立させることが困難ですから、専門家である臨床心理士等の力をかりて、何とか講座の方を運営しているという状態でございます。

続いて、3番のコミュニケーションスキル講座の実施日を御覧ください。前・後期制の二期制を採っております、合計15回で行っております。当然前期に受講して、引き続き後期を受講しているという生徒もでございます。

続いて、4番を御覧ください。コミュニケーションスキル講座の実施時間ということですが、大きく分けると午前の部と、それから午後の部ということになっております。例えば午前中にSST講座を行い、午後に体験活動を行うというパターンもございますし、午前午後ともにSSTという形もございますし、あるいは体験活動を続けて行うということもございます。

次の4ページを御覧ください。コミュニケーションスキル講座の指導計画ということで、

年間の指導計画が載せてございます。東部キャンパス、中央キャンパス、西部キャンパス、それぞれ地域の特徴があるものですから、全く同じ内容ということではなく、それぞれのキャンパスで異なった内容を行っております。

中央キャンパスを御覧ください。中央キャンパスでは、内容のところがAグループ、Bグループと分かれておりまして、こちらは障害種別に講座を行うという形をとっております。

続きまして、6ページと7ページを御覧ください。コミュニケーションスキル講座の受講者ということでございますが、前・後期ともに現在は38名の生徒が受講しているということになります。後期の方、7ページを御覧いただきますと、東部キャンパスは14名、中央キャンパスは17名、西部キャンパスは7名ということで、高校名のところに「静岡中央（通）」と書いてあるこの生徒が、いわゆる自校通級という形になります。それ以外の空欄の生徒は、他校の全日制、定時制から来ている生徒ということで、他校通級という形になります。

以下、お時間がありませんので省略させていただきますが、8ページから教材が続きまして、それから12ページ、13ページのあたりに「コミュニケーションスキル講座通信」ということで、生徒や保護者、あるいは学校にお渡しをするような通信が書かれてございます。

自己評価のためのシートが16ページ、17ページにございます。

以下、20ページを御覧ください。静岡中央高校で作成しております個別の指導計画、それから行動の変化ということで、サンプルがしばらく続きます。20ページ、21ページ、22、23、24ページ、サンプルが続いております。

続きまして、最後の資料でございますが、社会とつながる力の補足資料を御覧ください。静岡中央高校のコミュニケーションスキル講座では、受講までの流れとしまして、まず(1)申込書、本人の長所・短所、必要な配慮事項等を本人や保護者に書いていただきます。続いて、その本人が在籍している在籍高等学校長が副申書を、生徒の状況、それから支援状況などを添えて静岡中央高校に申し込みます。静岡中央高等学校長が許可をして、更に生徒調書を作り、受講となります。

(2)の個別の指導計画ですが、担当者は受講者と保護者との面談により、個別の指導計画を作成するとあります。生徒から提出された申込書及び学校長から提出された副申書を合わせて面接をして、その面接の中で個別の指導計画の原型を作成し、生徒調書を作っていくということになります。

(3)が講座の様子の伝達ですが、先ほど資料の中にございました「コミュニケーションスキル講座通信」を作成して、保護者及び在籍する高等学校に還元をしていくということ

になります。

次のページでございますが、(4) としまして、受講生徒の行動の変化を把握して評価するということですが、受講生を観察し、その行動を記録するということを行っております。講座1回目の受講生の行動を観察して、記録をつける。講座2回目の受講生の行動を観察して、また行動記録を作るということで、行動記録が蓄積されていくということになり、それを指導に生かしていくということを行っております。

続いて、(5) の行動の変化及び評価の伝達ですが、個別の指導計画、それから行動の変化及び評価を保護者及び在籍高等学校に送付しております。また、在籍高等学校からは、講座を受講した後の該当生徒の変化について報告していただいたりもしております。

最後に、もう一度ポンチ絵をごらんください。④の校内支援体制の確立を御覧ください。以上のような流れで、静岡中央高等学校では、外部人材の活用、生徒の実態把握、生徒・保護者の支援、それから教員の専門性の向上、これが校内支援体制の確立として行っていることでございます。

それから、⑤の特別な教育課程の編成として、自立活動「社会とつながる力」の開設、SSTや体験活動、それから専門性の高い教員の配置ということを行っております。あわせて、⑦で、通級による指導に類した実践ということで、自校通級と他校通級を行うという研究を行っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

今日は静岡中央高等学校から2名の先生が来ておりますので、より実践的な質問がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【岩井主査】 水野委員、ありがとうございました。

続いて、三代委員、お願いいたします。

【三代委員】 よろしく願いいたします。島根県教育庁特別支援教育課の三代です。

本日はお手元の資料として資料7ということで、邇摩高等学校から情報提供いただきました資料を基に御説明させていただきます。あわせて机上配付資料としまして、昨年度の1年次の研究開発実施報告書のまとめたものをお配りしております。途中から配布した資料4は、9月に行われました運営指導委員会で委員にお配りをさせていただいているものです。校内の職員啓発資料を参考にお配りしております。

それでは、お願いいたします。資料7に基づいてお話をさせていただきます。本日のお話

については、この2ページ目にあります五つの内容でお話をさせていただきます。

最初にですが、研究指定の学校についてです。本県の研究指定校は、島根県立邇摩高等学校さんをお願いをしました。学校の特色にも挙げてありますように、社会自立や職業自立に向けて、履修科目を主体的に選択できる全日制の総合学科の高等学校であります。現在、農業、ビジネス、福祉、生活、文化の5系列に、各学年3クラスの生徒が在籍しております。

本県では、この研究指定に係る事業に関しまして、県内全ての公立高校、私立高等学校に事業の照会をかけました。高等学校におきましては、先ほどもありましたように発達障害等特別な支援を必要とする生徒が増加しております、島根県におきましても平成25年度、公立高校においてはその割合は1.7%、26年は2.2%、27年、今年度は2.3%と年々増加しております。高等学校の方におきましては、この事業に関しまして関心はあるのだが、実際研究の内容として、教育課程の編成について検討しないといけないということにやはり抵抗感があり、学校の多くからは、関心はあるが、なかなか自分の学校で研究指定を受けるのは難しいということでした。

邇摩高校におきましては、先ほども特色でお話ししましたように、選択授業というものが教育課程の中に多数あり、この選択授業を基に、この教育課程の編成について研究を行えるのではないかとということで御協力いただきました。

邇摩高校は、平成26年4月に魅力と活力あふれる教育活動を推進するための島根県立邇摩高等学校活性化プランというものを策定しており、その重要施策として、特別支援教育の充実を掲げております。そして、この研究指定の事業につきましては、その中核に位置付けております。また、邇摩高等学校の特色として、平成21年4月に校地内に知的障害特別支援学校の分教室、島根県立出雲養護学校邇摩分教室が設置されております。

そういったところで、学校の本事業に関する状況としてですが、邇摩分教室と年間を通して生徒同士の交流及び共同学習や、教員間の特別支援教育に関する合同研修を実施しております。また、邇摩高等学校におきましても、中学校の段階で通級指導教室を利用していたり、発達障害等の診断を受けていたりする生徒が増加しております。

続きまして、5ページから研究開発の課題です。ここに掲げておりますように、邇摩高等学校では、特別支援学校分教室等と連携した自立活動を取り入れた特別な教育課程の編成や一斉授業の改善工夫を課題としております。

研究開発の概要といたしまして、仮説として2点挙げております。仮説の一つ目は、自立

活動の実施については、隣接する特別支援学校分教室の自立活動担当教員が高等学校に訪問して指導することとしました。仮説の二つ目です。ICT機器の活用により、『見える』学びを目指して」をテーマに、全ての生徒に分かりやすい授業を行うことを目指しました。

研究開発の内容としては、三つを挙げております。一つ目です。一人一人の生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、その計画を踏まえながら人間関係の形成やコミュニケーションを中心とした指導内容や評価方法等について研究します。

二つ目、一斉授業の改善に向けて、生徒への意識調査アンケートを行い、課題解決のための取組やICT機器を活用した支援の在り方について研究します。

三つ目、全教職員で取り組む校内組織作り、そしてシステム構築を図るための研究をします。この3つを挙げております。

これまで1年半の研究の実施状況です。自立活動の実施についてです。1年次、平成26年度ですが、1年生の自立活動の対象生徒として、4名が対象となりました。ただ、1年次におきましては、教育課程内での実施ということは難しく、課外での放課後での実施となりました。詳細については、また後ほどお話しします。今年度は、昨年度の1年生が2年次に上がりまして、今年度の対象生徒4名は教育課程内で年間70時間、2単位の実施をしております。本年度の新生入生、1年生についてですが、対象生徒は現在のところ6名挙がっております。1年生につきましては、今年度も課外での実施予定で、今週からこの実施が始まる予定になっております。

一斉授業の改善工夫等につきましては、生徒に授業改善に関する意識調査アンケート等を実施しまして、その分析、ICT機器を活用した支援の在り方について検討し、今年度平成27年度、実際にICT機器を活用した支援の実践に取り組んでおります。

そして三つ目ですが、この研究を進めていく上で、校内の研究体制や自立活動に向けての手順等の整理について、今まで校内ではなかったものについて整理をし、研究を進めております。

それでは、資料の9ページになります。4、研究開発の内容と実施についてです。教育課程の特例についてまとめております。先ほどお話をしておりますが、1年次につきまして、自立活動の指導について、実施について検討をいたしました。教育課程内で時数に含める、あるいは単位数に含めることを検討しましたが、1年次はなかなか生徒の実態把握等、あるいは指導計画等の作成等に時間が掛かるということで、1年次は課外の実施ということになりました。昨年度、各生徒3回程度の放課後での実施となっております。

2年次ですが、年間70時間、2単位の実施となっております。自立活動の実施について、先ほどお話をしましたが、選択授業の中で取り入れるということで、他は科目名で出しますが、この自立活動については「自立活動」ということではなく、「煌めく羅針盤」という授業名を付けまして、生徒が選択しております。そして指導内容としては、主にLSTの実施ということにしております。

3年次についても年間70時間、2単位を予定しております。これについてですが、ここにはLSTの実施ということを書いておりますが、実は今年度研究を進める中で、高等学校におきまして、卒業後、進路のこと、就労のこともありまして、邇摩高等学校は半数が就職になりますので、現在のところ、キャリアトレーニングについての内容を取り入れてはということで、ここは内容等も、今、次年次に向けて検討中です。

資料10ページ、11ページ、12ページ、13ページは、これを時間割に編成した場合のものです。11ページの2年生の「煌めく羅針盤」の授業形態について説明をさせていただきます。2年生の選択授業の中で、先ほどお話ししましたビジネス系列を選んだ生徒の場合ですが、この生徒の場合、情報処理、元々は4時間の選択の授業があります。そのうち2時間を自立活動とし、煌めく羅針盤としてこの2時間を履修します。そして残り2時間の情報処理としての授業を取ります。それが12ページで、一般生徒と自立活動を履修する対象生徒がどういうふうになっているかという単位のとり方について図示しております。

続きまして、資料15ページです。現行指導要領における一斉指導の改善工夫等は、先ほどもお話をいたしました。授業に対する意識調査アンケートの実施やICT機器を活用した研修会等への参加等を行いました。16ページの③のところにもありますように、それを踏まえてアンケート結果やICT機器の研修を通じまして、校内でICT機器の活用による一斉授業の改善工夫等の方向性について確認をしました。見える化授業の推進としまして、電子黒板や端末モバイルを活用した双方向授業の研究を進めることとしており、今年度実施をしております。

続きまして、17ページです。研究推進体制や自立活動実施に向けての手順を挙げております。実は、先ほどもありましたように、高等学校におきまして、コーディネーターの配置は100%となっております。校内委員会の設置につきましても、本県においてもほぼ100%に近い状況ですが、実際のところ、校内体制というところで実務的に活用されているかといったところは、本県でも課題として挙がっております。

このたびこの研究を通じまして、邇摩高校では研究推進体制として、1年目、研究指定校

の校内体制の構築を図るため、管理職のリーダーシップの下、全教職員が推進委員として取り組むこととしました。そして、この事業を進めるに当たりまして、高等学校だけではなく、教育委員会の方もこの事業の連絡推進会議を定期的にかけて参加し、高等学校、そして研究協力いただく邇摩分教室、教育委員会の関係者が連携を図りながら、この研究を進めております。

続きまして、校内の特別支援教育体制ですが、18ページのとおりです。高等学校の中で、校内の授業改善等を進める一方で、やはり地域や保護者との関わりが重要であることを実感しているということでした。特別支援教育体制を進める上で、保護者もですが、地域の方との関わりということが大事であり、校内では「関わる・繋がる・巻き込む」をキーワードにしながら校内体制作り、そして組織の活性化に努めております。

19ページ以降、今回の自立活動「煌めく羅針盤」を進めるに当たり、実施の手順を示しております。邇摩高校では、煌めく羅針盤として生徒一人一人の自己実現に向けて、大切な事業として捉えております。この事業について、対象となる生徒だけではなく、1年生、新入生については全員に説明、保護者・本人に説明をすることとします。ただ、それ以前のところで、生徒がどういう状況かということを入学前から中学校、あるいは保護者から情報提供を頂いております。そして入学後は担任、教科担当からも情報を入れながら、生徒の実態把握に努めております。

20ページです。先ほどお話ししました自立活動実施に向けてですが、邇摩高等学校の場合は系列選択に関わる1年生前期のところで、1年生生徒や保護者に説明を行います。このところで、この自立活動が対象生徒一部への説明にとどまらず、1年生全体の生徒・保護者に対してこの事業の意義等を説明しております。その後、担任から生徒や保護者へ履修の意思確認等を行い、実際にこの対象生徒の絞り込みに入ります。

実施計画3です。3におきましては、対象生徒が決まりましたら、個別に教育支援計画、個別の指導計画の作成に入り、それに基づいて自立活動担当教員が自立活動の授業計画等を作成します。実際に1年次、昨年度後期のところで実施したところ、授業の記録や生徒へのアンケート等を基に授業の評価改善を行い、そして次年度の本格的実施に向けて整理をしました。年度末には本人・保護者と面談を行い、2年次からの本格的実施に向けて、改めて個別の指導計画等の見直しや作成に取り組んでおります。

資料の22ページ以降ですが、研究開発の成果と課題をまとめております。生徒の方ですが、こちらにまとめておりますのは昨年度の報告のところですが、この自立活動の実施につ

いて、自尊感情のことも挙がっておりますが、対象の生徒につきましては、この事業の対象となったことをとても前向きに捉えておりました、授業後には授業の達成感があったというような感想も述べております。そのほか、今まで入学した後、なかなか苦手な授業には参加できなかった生徒も、この自立活動の授業の実施後は、他の授業においても安心して授業参加に向かえるようになってきているといったような、他の教員からの報告も挙がっております。

一斉指導の改善工夫については、まだ進捗状況が成果としてはなかなか挙がっておりませんが、実際にICT機器を使うことで、生徒の方には分かりやすい授業になってきたというような感想も出ております。

教員への効果ですが、本日もお配りしましたが、管理職の方から職員便り等を配っております、高等学校の先生方に発達障害、自立活動、通級による指導等について、少しずつですが情報を提供していることで、校内の方でも理解が進んでいるということです。またこの研究を通しまして、学校全体で取り組むということが校内の研究推進の意識の高まりともなっております。

25ページです。保護者等への効果として、保護者の方は、高等学校で自立活動について実施されるということをお大変喜んでおられます。実は、対象生徒ではない保護者の方からも、自分の子どもを履修させてほしいというようなこともありました、その適性等も面談等によって話をし、合意形成を図った上で決めております。自立活動対象以外の生徒の保護者さんにも説明をするということで、こういう教育が邇摩高等学校で実施されていることを理解していただいております。

26ページのところで、自立活動対象以外の生徒からこういう声が挙がりました。本事業を知ることによって、事業によって不登校や学校不適應を防ぐことにつながればよいというような作文を書いていました。実際、中学校まで通級指導を受けている仲間と一緒に過ごしていたことを子供たちが一番よく知っておりまして、高校でもこういう取組があるということをととても受け入れています。近隣の中学校からも関心が高く、もう制度化されているかという勘違いもあり、事業の問い合わせや学校見学等が続いております。

すみません。時間がオーバーしておりますが、研究開発の課題としまして、ここに挙げております。先ほどもお話ししましたが、1年次での実施はなかなか難しいです。中学校からの引継等もありますが、なかなか中学校から引継がうまくいっていないという状況もあります。また、それを本人・保護者がきちんと理解した上で自立活動実施を進めるという

ことが高等学校では大切ではないかということで、邇摩高等学校では2年次からの本格的実施としております。

あと、実際に本県の場合は、自立活動の指導は分教室の担当教員が行っております。これにつきましても、高等学校での教員の指導といったところがまだ現場の方では不安を感じており、特色にもあります隣接する分教室の教員が入って指導しております。今年度は本格的実施になりましたので、兼務発令をかけて、高等学校での指導を行っております。

あと、28ページの③ですが、ここに挙げておりますが、高等学校から挙げてきたことで、私どもも今まで小・中とは違う気づきがありました。卒業後の進路に関わることです。このところ出てきたこととして特に進路決定の際、就職の全国統一応募調査や調査書等への自立活動についての表記はどうするのかという意見がありました。また、このことは、社会的に自立活動を高等学校で実施することがしっかりと社会に理解されているのか、そして、これを書くことによって不利等がないのかというような課題として挙げていただいております。

以上です。長くなりました。失礼いたします。

【岩井主査】 ありがとうございます。

まとめて御報告を頂きましたので、きっと御質問等もあろうかと思いますが、残りの時間、ただいま御発表いただいた2件への御質問等も含めて自由討議にしたいと思います。プレゼンを行っていただいた両委員への御質問、それから事務局への質問、あるいは御意見、こういったことを自由に御発言願いたいと思います。なお、初回でもありますので、できるだけ多くの委員に御発言を頂いて、今後の進め方等へ参考にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。できるだけ端的にお願いしたいと思っております。

それでは、御意見のある方は名札を立ていただいて、御発言いただければと思います。

【大南委員】 すみません。大南ですが、静岡の御発表、ありがとうございます。高校の通級というのは私の夢の一つでして、質問は二つあります。

1つは資料6の4ページのところで、中央キャンパスで2つのグループに分けて実施されているというお話でしたが、Aグループというのがどういう障害が中心で、Bグループはどのような障害が中心なのか、ちょっとそれを知りたい。

それから、私は高校の通級というのは、自校通級が中心になっていくのかなと思ったのですが、実はこれを拝見していますと逆で、他校通級の生徒さんの方が多い。他校通級の場合に、現在この中央キャンパスの場合だと何校ぐらいから通っていらっしゃるのか、お

教えただければ。よろしくお願いいたします。

【岩井主査】 よろしくお願ひします。

【山西静岡中央高等学校副校長】 静岡中央高校です。

最初の御質問ですが、Aグループ、Bグループを区別する明確な障害の種別はなく、主にAグループは自閉気味、Bグループは多動的というような分類の仕方をしておりました。このAグループ、Bグループは前期でございまして、後期、10月から実施しているものについては、受入人数の関係で、受講希望者が多く、多人数を一度に教えられないということで、午前のグループ、午後のグループというようなグループ分けをしております。この資料6で言いますと、特に中央キャンパスでは受講希望者が多かったものですから、7ページに後期、単純に午前グループ、午後グループと人数によって分けているものでございます。

ちなみに14番から「午前又は午後グループ」となっておりますが、これは自校通級でございまして、通信の生徒はスクーリング、テスト等が同じ日に実施されますので、自分のスケジュールの空いたときに参加するというので、午前または午後というように、その生徒のスケジュールに合わせて参加できるようにしています。

それから、2点目の質問でございしますが、今、お示ししている6ページ、7ページ、これが今年度の前期後期の受講者でございしますが、前期の場合には本校以外、概ね19の高校から参加しております。後期の場合には18の高校から参加しております。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【大南委員】 はい、ありがとうございます。

【岩井主査】 他にございますか。

【村野委員】 村野です。発表ありがとうございました。

今の静岡の中央高等学校に関連して質問をしたいのですが、自校通級と他校通級の違いというのですか、課題の違いについて、説明をしていただけたら有り難いと思います。自校通級の方は校内体制が非常にしっかりしていて、連携が図れているというようなお話を伺いました。それで、他校通級の方の校内体制との関連であるとか、何か今、研究を進めていく上で分かっていることがあれば、教えていただけると有り難いです。よろしくお願いいたします。

【岩井主査】 はい、お願ひします。

【山西静岡中央高等学校副校長】 静岡中央高校です。

1年半研究をして、全体的な印象としては、自校通級は難しく、他校通級は比較的効果的であるという印象を、私自身個人的に持っています。それは、多分通信制という特別な課程で実施しているということが大きく影響していると思います。御承知のとおり、通信制においては日曜日に生徒がスクーリング、テスト等忙しいスケジュールを組むものですから、そのときに並行して、あるいは自分のスケジュールを割いて、この自立活動に類する活動に参加することが難しい。なかなか二兎を追うことができないというようなところが正直なところだろうと思います。多分それが、根源的にうちの通信制課程における自校通級が難しいという点だと思います。

他校通級については、通信制課程で実施する可能性があるかと私が個人的に思っているのは、自分の在籍高校の教育課程を一切欠くことなくこの自立活動に参加できるということです。したがって、その自尊感情を害することもなく、あるいは在籍高校でうまくいかない生徒、二次障害までは行きませんが、うまくいなくて困り感がある生徒は、在籍高校でその困り感を立て直すというのは大きなエネルギーを要しますが、通信制のこの講座に来て、新たな人間関係を構築するチャンスが与えられるという点で、生徒にとっても前向きな努力をすることができる土壌になっていると思っております。

以上でございます。

【岩井主査】 ありがとうございました。

ほかにございますか。高岡委員。

【高岡委員】 府中第九中学校の高岡と申します。

二つ質問を、二つの学校でお願いしたいと思います。どちらの学校も、入級するに当たっては、保護者・本人の承諾を得てというようなお話だったかと思うのですが、中学校の場合には臨床心理士から発達検査を受けて、就学支援委員会で承認を得て入級ということなのですが、そういうシステムは一切なく、保護者・本人の承諾かというのが1点目です。

それから2点目、自立活動という教科をするに当たって、最終的な評価はどのような評価をされているのか、この2点についてお教えてください。

【岩井主査】 それでは、どちらから行きましょうか。邇摩高校はどうでしょうか。

【三代委員】 最初の質問です。入級に関してです。義務教育段階では、就学に関わって就学支援委員会等、各市町村でやっておられます。高等学校の場合のことについてですが、先ほどお話し申しましたように、診断名等ある生徒と隠して入った生徒といろいろあります。これについて、診断があっても、高等学校段階では特別な支援が必要ない生徒は

特に問題はないのですが、やはり入級が必要かどうかの判定というのが一番難しく、高校通級の教育的な効果のところを、やはり高等学校の場合本人や保護者さんが十分理解した上で進めないと、高等学校の段階の意義は薄いのではないかということです。今のところは全体説明のところと、その後における管理職からの再度の説明など、担任やコーディネーターとの話し合い、面談、そういったところで回数を重ねて丁寧に説明し、本人、保護者、そして学校側が合意形成を図った上で進めております。

ただ、やはりその判断というところが課題となっており、邇摩高等学校の場合は専門的なアドバイスということで、隣接の特別支援学校の分教室の方にも相談、指導・助言として意見は聞いておられます。

2つ目の評価についてです。昨年度のところはまだ教育課程上ということではないので、記録等を基に、次年度の指導計画の作成をしております。今年度は教育課程上ということで、これについても高等学校では、自立活動の理解もですが、先生方がとても評価の難しさを感じています。個々の生徒の指導計画、目標、ねらい、長期目標、短期目標、それに応じた評価をするというところがやっとな高等学校の方にも理解いただきました。この指導計画の作成がきちんと丁寧に作ってあれば、それに関する評価については、それに合わせて評価をしていくということで可能ではないかという捉えをしております。

【岩井主査】 ありがとうございます。静岡中央高校の方ですが、今、評価に関しては自校の方と他校の方と教科的な位置付け、教育課程上の位置付けはどうなっているのかも含めて、評価のお話を頂ければと思います。

【山西静岡中央高等学校副校長】 静岡中央高校です。

この講座は、教育課程上には自立活動の領域として位置付けて実施しておりますので教科でもなければ特別活動でもなく実施しています。そのために特別な教育課程を組むお許しを得て、研究開発しています。

2つの御質問を頂きましたが、いずれに対してもまだ研究途中というしか答えられませんが、保護者と本人の希望、それから在籍高校の推薦を得て受講を決定するのですが、受講のときに面接をして、障害についても保護者と本人と話をしながら受講を決定しています。

私どもは校内支援委員会等もございまして、そちらでも発達障害のチェック、テストといったことをすべきではないかというような意見も頂いておりますが、特に自校通級、通信の生徒に関してはそのような面談をするチャンスがほとんどなく、大部分が自宅学習を主体として、通信のレポートの添削業務が普通の学校で言う授業に相当するものですから、

4月に学校に登校するチャンスが2回ほどしかありません。したがって、その2回に保護者を呼び、説明すること自体が困難ですので、今後の課題であると考えています。

それから評価についても、自立活動の学習指導要領に基づいて指導していこうということで実施していますが、観点別の評価等に関しても、研究途中でございまして、自信を持って言えることはなく、またいろいろ教えていただければ有り難いと思います。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、笹谷委員。

【笹谷委員】 笹谷でございます。

これから論点を深めていくためにちょっとお伺いしながら、これはまた次回にかけてなんですが、写真やこの様子を見ていると、4人から6人ぐらいの集団、あるいは静岡中央高校さんはもう少し多い集団なのですが、私どもの学校は2人とか1人とかいう集団でやっております。がこれから論議を深めていくためにお伺いしますが、今始まった人数的なところは問題とか何か課題を抱えているかというところを、今の段階でひとつお伺いしたいと思っています。小集団の有効性があるのか、やはり難しさがあるのかということになります。

それからもう一つ、邇摩高校さんの方ですが、これもこれからの論議で大きな課題になっていきます。私どもみたいに首都圏の中の大規模校で定数がほぼ埋まる学校と、それから邇摩高校さん、あるいは静岡の場合も、もう人数が集まらなくて子供たちが少なくなっていて、地域がこの支援に対してどのぐらいの期待と、それから地域からの声が挙がっているかというところ、これからの首都圏型とそれから地域型の高校で、この支援教育って何か考えていく筋道があるかなと思うので、三代委員には、その邇摩高校の取組を地域がどのように見ているかというところを教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

【岩井主査】 では、三代委員。

【三代委員】 質問の一つ目です。人数のことです。実は高等学校の方でこの研究をお願いするときに、実際支援を必要とする生徒に対しての指導ということを、保護者本人が自分から申し出るだろうか、反対に生徒が集まらないのではないかという声の方が多かったです。島根県の場合、通級指導教室というのが中学校段階でも他県に比べて多くあります。高等学校の入学時に、今の段階でもなかなか情報提供されない中学校もありますし、

隠して入られる方もおられるのですが、保護者本人にとっては、継続してそういった特別支援教育に関わっていたいという声もありまして、実は高校通級への反響は大きかったです。1年次4名のところも、最初は5名の申請がありました。

ただ、先ほどの高岡委員からのお話もありました、対象をどう絞るかといったところが課題です。実際、中学校段階でも通級による指導を受けておられた方に関して必要かどうか、本来ですと小・中学校からの丁寧な引継や情報提供を基に、高等学校段階での必要性といったところを検討すべきです。今のところは5名前後で収まっていますが、これから希望としては多いと思います。ただ、その希望を全部受け入れるのか、高等学校は選抜検査ですので、そこで入ってきた生徒で通級指導が必要な生徒を、どういうところでこの教育の必要性を考えていくかというのは、実はこちらとしても課題というか、今後どんなふうにしてそれを精選していくかは、検討しております。

別件ですが、本県は県単独の事業でも、SST担当教員というものを配置してモデル校として、定時制の高校と専門教科の高校で一時期実施しておりました。現在は普通高校でSSTを実施しておりますが、放課後実施になっており、これに関しても、今、やはり五、六人程度挙がっております。どの生徒を対象にするのかというところは、その実態把握や本人・保護者の理解、そういったところは課題かなと思います。

邇摩高校では個別の指導をやりたかったのですが、人数が増える場合においては可能であれば集団での指導、そして効果的であればそういった個別と集団の在り方については検討したいと言っております。

2つ目です。人数が減る地域からの受け入れですが、実は地域からの方が要望が高いです。先ほどもありましたように、中学校からは是非実施してほしいということでした。ちょっとこれが理由かどうか分かりませんが、邇摩高校の場合も、地域的には高校の生徒は減少しているわけですが、今回のこの事業ということで、中学校側は保護者も関心が高く、今年度は若干生徒数が増えたというようなことも挙がっております。

あと、私どもの県の調査で、以前は診断のことを隠しておられた生徒さんですが、1年次のところで年々診断のことを話される生徒さんがおられまして、私もちょっとチェックをしましたが、1年次から診断ありの生徒が少し増える傾向にあります。高等学校での受け入れが明確であれば、中学校からの情報提供というものが確実に行われるのではないかと捉えております。長くなりました。

【岩井主査】 ありがとうございます。

【山西静岡中央高等学校副校長】 静岡の状況ですが、最初の質問の人数としては、1年半しか経験ありませんが、私どもキャンパスごとに多少差はありますが、希望者が多くなり、大人数で講座を実施したところ、やはり10人を超えると難しく、7名くらいがやりやすいただろうとを考えております。もし講座の中出ちよつとしたトラブルが起こった場合には、対象の子を支援員が取り出して、別室で指導というようなことで考えておりますが、今までそのような経験があったことはほとんどありませんでした。

2番目の質問ですが、希望者はやはり多くいまして、この講座自体も希望者が多過ぎて断っているというのが現状です。私たち、例えば中央キャンパスに限って言えば、中央キャンパスで希望者が多過ぎて入れないので、東部キャンパスとか西部キャンパスの方に動いてくださいと言って動いていただいた方もいらっしゃいます。保護者の中には、今までこういう講座をずっと探していたというようなことをおっしゃった保護者もおられました。

以上です。

【笹谷委員】 どうもありがとうございます。

【岩井主査】 ありがとうございます。それでは。

【永妻委員】 永妻です。

両方の取組についてちょっと御質問をしたいのですが、もちろん通級による指導を開始する上では、当然入級、それから退級ということもあると思うのですが、基本的にその子がいろいろな支援を行った結果、もうこれで集団に戻して大丈夫だろうというふうな、その部分の判断をどうするかということ。

それから、当然今の形態というのは、要するに通常の形態ではなくて、やはり普通の通常のクラスに入って、どういうふうにそこが一般化していくかということの看取りによって、通級による指導は意味があるのかなと思います。そのあたりの今後の見込みという点について、両方の学校の取組についてお伺いしたいと思います。

それからもう一点ですが、島根県さんの取組なのですが、高1の子が放課後に来るということですが、これは理由として、2、3年生は時間割の間にいわゆる自立活動の時間として組むことができるのだが、1年生のそのニーズがどうして放課後に来ているのかということが、1点お伺いしたいということ。

それから、併せて当然放課後の時間というのが、子どもたちの部活動の時間とかいろいろな生徒会活動の時間とか、中学校でも同じ課題はあるのですが、そちらとのブッキングは当然あると思います。そういう中で、その1年生の生徒が自尊感情を高めながらそこへ来

るといのは、何か手立てがあるかという点ですね。今後の高等学校に導入する点では、そういうことは非常に大きくなるかなと思いますが、よろしくお願いいたします。

【岩井主査】 それでは、できるだけ端的にお願いいたします。

【三代委員】 終了の判断についてですが、実は県の方からそういった終了の判断というか、途中で終了すればという課題がありました。実際、今高校では途中終了というよりも、教育課程上に組んだ場合、その1年間、単位として組むときに、途中終了ということが可能かどうかということが課題として挙がっています。2年次、の授業での終了で3年次はどうするのかということになります。教育課程の組み方によってはそれが難しくなる場合もあるのではないかとということで、やはりそれが単位修得という高校の課題かなと思っております。ただ、邇摩高校の場合は、3年次の場合はキャリア教育という先につながるものとして、終了ではなくて、質を上げての内容になるのではないかと考えています。

二つ目の放課後での実施です。これはいろいろ理由があります。大きな理由は、教育課程上、なかなか難しい、組めない。高校の場合、必須履修のこともあって、それを割いてといったところが難しかったです。小・中のように放課後のところなので、時数を1単位分ぐらいどうかという話もあったのですが、これも先ほどあったように、放課後の場合は部活であったり、あるいは地域性で遠方からの通学の関係で、そういった単位を取得するほどの実施も難しいということです。

これは私どもの考えなのですが、これが早めに中学校段階からの情報提供とか、今後の引継がうまくいけば、高校入学してすぐにでも教育課程上での実施が可能かなという長い見通しもありますが、課題としては色々含んでおります。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。

【山西静岡中央高等学校副校長】 静岡中央高校です。

集団に戻す判断は、私どもも昨年来の大きな課題として考えております。私たちの基本的な考え方は、個別の指導計画に目標を立てて、その目標を達成できたかどうかで、戻す判断にしようと考えております。目標を達成するのがその講座の中で達成するのか、在籍高校で達成するのかといえば、当然在籍高校で達成ということになろうかと思っておりますので、在籍高校とのその情報のやり取りをさらに密にして、そこから目標達成の判断ができるかどうかということ、今、研究している最中でございます。

【岩井主査】 ありがとうございます。

御発表いただいた内容が、いずれも検討課題に沿った形で御発表いただいたので、質問もそれを深める形で、今、出されているところですが、今日プレゼンいただいた内容以外でも、事務局の方から検討事項として提案されたあたりも含めて、さらに御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【西川委員】 西川と申します。

将来的に通級を実現しようということになってきますと、小・中学校で行っているように、専門性のある自分の学校の職員が、専門的にきっちり指導できる指導体制といったものを構築するのが理想郷だと個人的には思っているところですが、現在のところ、今回御発表いただいた2つの学校とも、当然自校の先生方が十分に関わっており、今の発表の内容でいわゆるチーム・ティーチング等の指導体制で指導を行っているとお伺いしたところなのですが、そういった点について教員の意識の変化とか、あるいはそういった教員配置の関係、そういったものを、現在の時点で結構なのですが、どのようにお考えになっているかということが一つです。

それから、静岡の方については、日曜日に他校通級の生徒さんが結構たくさん来ておられると思うのですが、私は学校の所在地はよく分からないのですが、多分結構遠方から通う生徒さんもおられるような気はするのですね。そういった場合のいわゆる交通費などは多分自己負担かなとは思ったりしているのですが、そういった点、実際はどうか教えていただけたら、条件整備の関係も将来検討が必要になってくると思うので有り難いと思います。よろしくをお願いします。

【岩井主査】 それでは、はい。

【三代委員】 一つ目の高等学校における教員の専門的指導ということ。本県の場合は、今の事業では特別支援学校の分教室の教員が兼務として入っております。ですが、実は来年度から3年次のキャリアトレーニングにつきましては、高等学校の方から、自分たちができる自立活動は何かといったところで意識改革が出てきました。就労に関しては特別支援学校ではなくて、高等学校の専門的な部分で、自分たちができるところの自立活動を来年は高校の教員が是非やりたいというようなことも含めて、今、検討中です。

先ほど県の事業をお話ししましたが、県の方でSST担当教員というものを養成しまして、モデル授業をしたのですが、その方たちが、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の方にも研修に行っていたりしているほか、県の養成研修等も出ていただくなど、放課後でのSSTの実施をしていただいております。スタートした時に、他校に巡回で通級に行っ

ていただきました。一、二回はよかったですのですが、結局、他校への巡回通級の場合、その生徒の背景や状況がなかなかつかめず、他校の方からお断りがあったということもありました。今、モデル事業についても自校での通級として取り組んでおります。専門性については、まだ検討が必要かと思えます。

【岩井主査】 ありがとうございます。じゃあ、お願いします。

【山西静岡中央高等学校副校長】 静岡中央高校です。

教員については、特に通信制ですので、平成21年のワーキング・グループの報告のとおり15.7%程度はいるだろうと思えます。さらに、精神障害等もございますので、先生方からは、その特別支援教育に関する研修についての要求は昔から多くありました。毎年一、二回くらい、専門の方あるいは医師を呼んで、研修会を全教員でやっております。

先生方の意識は非常に高く、もちろん先生方は配慮しながら生徒に対応するのですが一つは、通信制では生徒に対応する時間が少ないということ、それともう一つは、高校の教員ですから、特別支援学校教諭免許状も持っていない、さらに経験もないため、自信が持てないということで、外部からの手助けが大いに必要だというような意識を持っております。

遠方から通う生徒に関しては、全て自己負担で、遠い場合には2時間ほどかけて来る生徒もいます。

補足については、県教委の方から。

【水野委員】 補足をさせていただきますが、先ほど説明を申しあげました旧周智高校のコミュニケーションスキル講座ですが、西部の森町という田舎で開講しています。会場は元実業高校だったものですから、農業施設があって、あえて遠くの学校の生徒が農業をやりたいからということで、旧周智高校まで通ってくる生徒もいらっしゃいます。併せまして、保護者会を開いたときに保護者の方から、交通費は非常にかかるのですが、電車も乗れなかった子が、長い時間掛けて自分で自立をして来ることができるようになったということが非常に大きな成長であった、というようなことを意見として頂いております。

【西川委員】 ありがとうございます。

【岩井主査】 ありがとうございます。

ほかにありますか。じゃあ、笹谷委員、どうぞ。

【笹谷委員】 すみません、もう一つだけです。今日の資料4のこれから検討すべきことの、最後の制度化した後の充実方策のところ、今、三代委員からもありましたが、私ど

もも次に自校の紹介をしますが、やはり(4)として、高等学校の通級が成功するかどうかは進路保証ができるかどうかというところだと思いますので、この次の機会に向けて、(3)の次に、高等学校の通級指導の進路保証についてというところも、是非皆さんでお声を頂ければと思っております。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。大南委員。

【大南委員】 二つありますが、一つは今の自校通級のメリット、デメリットと、それから他校通級のメリット、デメリットがあると思うのですが、小学校・中学校の通級の一つの動きとして、児童・生徒が動くシステムから、教員が動く、いわゆる特別支援教室という考え方が、今、東京は来年度から小学校で順次始めていくということですね。

私は3年ぐらい佐渡市へ伺っているのですが、佐渡市は基本的には通級なのですが、アクセスの手段がありません。ですから、教師が訪問をせざるを得ない。だからそこで、これは法的には決して良いことではなかったわけですが、かつて何十年も、通級と言いながらも教師が動いていた。

だから、高等学校の場合も、今、自立という点から考えれば、他校通級というのは非常にメリットがあると思うのですが、逆に今回のように別立てに事業を組み立てるのではなくて、普段の授業の中でやるとすれば、ロスタイムを少なくするとすれば教師が動いた方が良いでしょう。そうすると、専門家の確保がうまくいくだろうと。例えば先ほど島根県の例で、特別支援学校の分教室が同じ高校の中にあって、そこから人材が活用できるということ、これは最近かなり分校・分教室が高等学校の中にできていますから、大いに活用できると思うのですが、1校で限られると学校は大変だろうと思うので、やはり巡回が今後の検討課題。

もう一つは、今、お話があった進路の問題として、先ほど頂いた資料では、高等学校への中学校の特別支援学級から約5,000人、高等部へ1万人、1対2になっています。これは実は30年前は逆でした。高等学校へ進学する人数の方が、養護学校の高等部へ行く人数よりもっと差がありました。3対1から4対1という時代もあったわけで、なぜ養護学校の高等部へ多くの生徒が通うようになったかという、これは進路です。だけど、今度逆に通級がうまく制度化されて乗っかっていくと、私はまた逆転するのではないかと思っているのです。

その進路のことについては、細かい点では先ほど御指摘のように、就職の応募の中に具

体的な高校時代に受けた指導を明記するかどうかということ、これはやはり社会の理解だろうと思うのですが、これもやはり議論する必要があるかなと思っています。ですから、高等学校と養護学校の高等部の在りようというのは、実は片方が良くなれば片方は少しそっちへ引きずられる。だから今は2対1ですが、かつては逆だったという、そこをやはり基にしながら今後議論をしていく必要があるのではないかなと思いました。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。

【柘植副主査】 柘植です。とても楽しい会に出させていただいて、冒頭お話ししましたが、小・中の先生方だとか親だとか、研究者だとか、市町村の教育委員会の方から、どうして小・中学校には特別支援学級とか通級による指導があるのに、高等学校はないの、早く欲しいのという声をずっと聞いてきていて、あるいは非常に著名な方が20年も40年も前に書いたような文献にもそういう指摘があると。だから、日本は他の国に比べると遅れてしまったのだが、でも今日の議論を聞いていて、何かとても魅力的なものができる予感がしてきて、嬉しいなと思います。

それで、資料4ですが、冒頭、瀬戸課長補佐の方から制度化の意義は何かということと、それから制度設計について、三つ目もありますが、これが検討すべき事項だということで、これを頭に寄せながら皆さんの発言を聞いておりました。新しい制度を作るわけだから、誰に何をどのように指導したらどうなったのかという、ここをやはりきちんと持っていく必要があるのですね。先生方の発言はまさにそこを詳しく教えて欲しいとか評価についてもありましたが、まさにそこだったかなと思うのですね。

それで、例えば静岡の方ですと、平成23年から、全体で何人ぐらいが受講されたのか分かりませんが、彼らがどういう人々で、何をして、どのように指導したらどう変化したのかということ、10人とか100人とか指導されたのだったら、もうちょっと個別の事例も大事にしながら、マスでグラフや表があるといいのかなと。島根も同じです。何かそんなようなものが作れるのか、あるいはそれは非常に御負担がかかるなら、特別支援教育課の担当の方にまとめてもらうとか、地元の大学の先生にやってもらうとか、せっかく貴重なデータがあると思うので、それをうまい具合にまとめてエビデンスにしていくということが必要かなと。それは、今日の会議の主題ではないかもしれないが、やがて制度化していくときに、いろいろな省庁に説明するときの大事な資料にもなるのかなと思いました。

より濃厚な支援が必要な子がいるのかなという気持ちもあります。土曜日1時間だけとか、

1日だけとか、先ほどの「誰に何を」の「誰を」なんですが、2つのところで30見ればまた違うのでしょうか、もしかしたら、冒頭、大南委員がおっしゃった知的に障害があるかなにか分からないぐらいのお子さんは入っていたのかとか、あるいは逆に飛び抜けて才能のあるようなお子さん、IQが120だとかそれ以上だとかいうお子さんもいたのかとか、やはりもうちょっと分析的に何かデータがまとまると非常に面白いなという感じがしました。

それからもう一つ、最後に制度設計ですが、小・中学校の今ある通級と、高等学校においてこれから作るとすれば、その通級と同じなのかな、違うのかなというのを意識しながら聞かせていただいたのですが、基本設計は同じなのだろうなという気がします。が、色々なバリエーションがある。お聞きすると、基本設計は同じなのですが、かなり違った運用の仕方とかオプションをくっ付けていかないと、小・中学校のようにはいかないなという気持ちもあります。

さらに、小・中学校の通級と我々は一まとめで議論しておりましたが、もしかしたらもう少し丁寧に見ていくと、小学校の通級と中学校の通級も、基本設計は同じでいいのだが、もうちょっと何か毛色が違うと、ある県では中学校の通級がほとんどないとか、たくさんあるとか、その辺の中学校の通級の先生方が苦戦しているものも、この高校の通級に手を付けることによって何か援助できるのかなということをおもいました。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。私の代わりに全部まとめていただきました。本当にいろいろな観点から御議論、ありがとうございます。今日、時間を少し過ぎてしまいました。議論の方はこれで閉じたいと思います。また何かございましたら、事務局の方にメール等でお知らせくだされば、検討していきたいと思えます。

本日は限られた時間の中で、本当にモデル事業における取組状況についてのヒアリング、また自由討議に関しても御質問や御意見を頂くことができました。水野委員、三代委員はじめ静岡中央高校の先生方、ありがとうございます。

最後に、次回以降の予定について、事務局の方からお願いいたします。

【齋藤特別支援教育企画官】 事務局でございます。

今回は12月3日の木曜日、10時から12時までと予定しております。会場につきましては、追って御連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩井主査】 それでは、本日予定した議事は全て終了いたしましたので、これで閉会といたします。ありがとうございます。

— 了 —